

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】 社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）における議論の動向	P1
【コラム】 総合型企業年金基金の監査について.....	P7

**社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）における議論の動向
～企業年金のガバナンスについて～**

1. はじめに

これまで、社会保障審議会企業年金部会において、企業年金に関する様々な議論がなされてきましたが、iDeCoの普及拡大等を踏まえて、2019年1月30日に開催された第7回社会保障審議会年金部会において、「企業年金・個人年金部会に改組し、企業年金・個人年金制度全般の見直しについて議論を開始する」とされ、現在までに10回開催されています。（各回の議題は下表参照）

今回は、この中で最近よく耳にするようになった「企業年金のガバナンス」に関する同部会の議論の動向について解説いたします。

回数	議題	回数	議題
第1回	企業年金・個人年金制度の現状等について	第6回	企業年金のガバナンス等について
第2回	関係団体からのヒアリング	第7回	マッチング拠出、iDeCo等について
第3回	関係団体からのヒアリング	第8回	拠出時・給付時の仕組みについて
第4回	拠出時・給付時の仕組みについて	第9回	制度の普及等に向けた改善について
第5回	企業年金の普及・拡大について	第10回	議論の整理について

2. 企業年金のガバナンスの重要性

企業年金は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで数十年の期間を要しますが、このような長期にわたる仕組みを、将来の給付が確実に行われるよう適切に運営していくためには、「制度を健全に運営するための体制の整備等（＝企業年金のガバナンスの確保）」が重要であるとされています。

これまで社会保障審議会企業年金部会においては、主に確定給付企業年金（DB）のガバナンスについて議論がなされてきました。

一方で確定拠出年金（DC）に関しては、第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、委員から「DCのガバナンスは、少し長いスパンで議論が必要」との意見が出され、事務局からも「DCのガバナンスがまだ十分に議論できていない」という認識が示されたこともあり、その後の会合において、後述の通り様々な議論がなされました。

3.第 6 回「企業年金のガバナンス等」に関する議論

第 6 回会合（2019 年 7 月 24 日開催）では、OECD ガイドライン、DB における制度改正、企業型 DC のガバナンス等についての説明の後、企業年金のガバナンス等について議論されました。

(1)OECD ガイドラインについて

OECD ガイドラインにおけるガバナンスの定義は「ガバナンスは、年金制度にかかわる全ての関係者から構成される目標の設定、目標達成のための手段、実績のモニタリングといった一連の仕組みで、会社におけるコーポレートガバナンスに相当するもの」であるとされ、概要は図表 1 の通りとなっています。

<図表 1>企業年金のガバナンスに関する OECD ガイドラインの概要

項目	OECD ガイドラインの内容(概容)
1.責任の識別	監督と執行の責任が識別され分離されるべき。
2.統治機関	運営権限を有する統治機関を設置すべき。統治機関とは別の、統治機関を選出し監督する機関が設置されてもよい。 ※なお、運営が主な役割の機関と監督が主な役割の機関の二層構造となっている場合は、運営が主な役割の機関の方を統治機関と呼ぶ。
3.責任	統治機関はステークホルダーに対して責任を負うべき。責任が果たせるように、統治機関が職務に反した際には法律上の責任を負わせるべき。統治機関の責任には、個人が金銭的な責任を負うことが含まれてよい。
4.適合性	統治機関のメンバーの資質は、年金基金のガバナンスにおける高水準の高潔さ、有能さ、経験とプロ意識を確保するための最低限の適合性の基準に照らされるべき。統治機関の少なくとも一部のメンバーは、投資戦略などの要となる意思決定を補佐するための適切な専門的資質・経験を有していることが望ましい。
5.権限委譲と専門家の助言	統治機関は、内部スタッフ等に権限委譲が可能。統治機関に責任を全うするために必要な専門知識が欠けている場合は、専門家の助言を求めること。
6.監査人	年金組織、統治機関及び制度提供者から独立した監査人が、適切な機関によって任命され、ニーズに応じた定期的な監査を行うべき。
7.年金数理人	すべての確定給付型年金には、年金数理人が選任されるべき。
8.カストディアン(資産管理機関)	外部カストディアンを選任した場合、年金資産とカストディアンの資産が分別管理されることを法的に担保するべき。
9.リスクベースの内部統制	制度運営上の様々なリスクに応じた適切な内部統制を実施するべき。
10.報告	正確な情報伝達のための報告チャネルを確保するべき。
11.情報開示	すべての関係者に対して適切な情報を、明確・正確かつタイムリーに開示するべき。

(出所) 第 6 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「企業年金のガバナンス等について」

(2)DB のガバナンス(最近の主な改正事項)

これまで企業年金部会等で議論がなされた DB のガバナンスに関する主な指摘事項と改正事項は図表 2 の通りです。

<図表 2>主な指摘事項と改正事項

項目	指摘された課題	改正事項
行為準則 ・組織	・複数の事業主で構成される確定給付企業年金で、適正な運営が難しい状況を抱えたものについてガバナンスを重点的に強化すべき	・総合型基金の代議員の在り方の見直し【通知改正】
事業運営の検証・監査等	・公認会計士等の監査の活用 ※コストの観点から、複数事業主で実施するなど利害関係者の多い基金等に対象を絞るほか、上場企業に求められる法定監査との重複を避ける配慮が必要	・総合型基金における会計の正確性の確保【通知改正】

資産運用 ・加入者への 情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会の設置の促進 資産運用ルールの見直し 資産運用に関する開示の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化【省令改正】 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し【通知改正】
------------------------	---	--

(出所) 第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「企業年金のガバナンス等について」

当日の議論では、委員から「代議員の選任基準、会計の正確性の確保、資産運用委員会の設置など、法令上の根拠が明確でない形で取り組みを促されている事項について、法令に定める必要がある」旨の意見が出されました。

(3)DCのガバナンス(2016年改正の概要)

まず、「OECDのガイドラインは、DBのみならずDCにも適用されること」が示されました。

2016年の確定拠出年金法等の改正においては、企業型DCを健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備が行われており(図表3)、事務局からは「これらの改正はDCガバナンス確保の一環であったと評価できると考えている」旨の説明がありました。

<図表3>2016年改正の概要

項目		内容	施行時期
加入者による運用商品選択への支援	継続投資教育の努力義務化	継続投資教育を事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更	2018年5月
	運用商品提供数の抑制	運用商品提供数の上限を「35本」に設定	2018年5月
	商品除外規定の整備	「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から、「3分の2以上の同意が必要」に変更	2018年5月
多様な商品の提示の促進	「3つ以上の運用商品の提供」・「1つ以上の元本確保型商品の提供」から、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供」に変更	2018年5月	
運用商品を選択しない者への支援	加入者による運用の指図が行われない場合、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間(3ヶ月以上で規約で定める期間)や猶予期間(2週間以上で規約で定める期間)を設け、その手続きを経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備	2018年5月	
事業主による運営管理機関の定期的な評価	委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずることを努力義務化	2018年7月	

(出所) 第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「企業年金のガバナンス等について」を基に作成

また、企業型DCの運営において事業主が果たすべき役割・責任について、確定拠出年金法令では様々な規定が設けられていることが示されました。(運営管理機関への業務の委託とその評価、投資教育義務、運用の方法の選定及び提示、忠実義務*など)

※忠実義務については、運営管理機関・資産管理機関の選任に係る忠実義務など7項目が掲げられています。

(4)DCのガバナンスの現状

DCのガバナンスの現状が図表4の通り示されましたが、「継続投資教育の実施状況」や「運営管理機関の評価等の実施」などの項目をみると少なくとも努力義務化施行前の時点では、必ずしも十分ではなかったことがうかがえます。これらについては努力義務化施行による改善が期待されます。

＜図表 4＞ガバナンスの現状

項目	内容
制度運営の体制	企業型 DC の運営に当たっては、外部型の基金型 DB のように、理事会や代議員会といった機関を設けることが必要とされていないこともあり、年金委員会等の会議やプロジェクトがある企業は 2.9%となっている。
継続投資教育の実施状況	努力義務化施行前の 2017 年度決算時点では、4 分の 1 以上の事業主が未実施の状況にある。
継続投資教育の具体的な内容	多くの事業主が「集合研修」で実施しており、内容は「DC 制度の基本的な仕組みの理解」、「基本的な資産運用の理解」、「基本的な金融商品の理解」などが多い。
継続投資教育の効果	約 8 割の事業主が効果があったと回答しており、効果があった項目としては、「加入者 Web サイトへのアクセス回数が増えた」、「ID の照会やパスワードの再発行依頼が増えた」、「スイッチングの回数が増えた」などが挙げられている。
運営管理機関の評価等の実施	努力義務化施行前の 2017 年度決算時点では、運営管理機関に対する評価等を実施している事業主は、約 1 割となっている。
運用商品のモニタリング	2017 年度決算時点では、運用商品のモニタリングを実施している事業主は 5 割を下回っている。 ・運営管理機関により提示された運用商品が加入者等にとって適切なものであるかを判断する役割が事業主にはある。

(出所) 第 6 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「企業年金のガバナンス等について」を基に作成

当日の議論では、投資教育および運営管理機関の評価についての意見が多く出されました。(図表 5)

＜図表 5＞委員からの意見と事務局の返答

論点	委員からの意見	事務局の返答	
投資教育	無関心者への教育	ある程度の資産を築いても DC に無関心なままでは問題は、資産規模が一定以上の人に対して特に重点的に行う必要がある。	資産運用に関心を持ってもらう意味でも、事業主は投資教育を行うよう努める義務がある。
	実施時期	マッチング拠出の申請 3 ヶ月前に実施すると、マッチング拠出を行う人が 2 ～ 3 割増加するとき。継続教育のタイミングも重要視していただきたい。	投資教育については、加入者ごとに資産運用に関する知識や経験などに応じて、タイミングも含めて最適な方法で行う必要がある。
	個々に合わせた教育	従業員一人一人の資産形成に資する投資教育・継続教育を行うという観点が必要であり、この点を認識しておく必要がある。2018 年 5 月に施行された努力義務化の法律改正の効果はまだ出ていないと思われるが、この点を踏まえて、さらなる投資教育の取り組みの強化の必要性について確認する必要がある。	投資教育について、加入者ごとに最適な方法で行う必要があるが、ゴールを何に求めるかが難しい。実施率について、2018 年 5 月が継続投資教育の努力義務の施行日であり、企業年金連合会での 2018 年度決算から、企業年金連合会のデータとしては見えてくる。
	必要性の認識	規約承認の審査項目に投資教育の項目を追加することにより、投資教育が必要であることを事業主に認識いただいたうえで導入していただく必要がある。	事業主と接点があるのは地方厚生局であり、規約の承認時に、各地方厚生局において、事業主に、継続投資教育、運営管理機関評価及び苦情処理体制等の責務があることを案内する必要がある。

運営管理機関の評価	運用方法の提示方法	運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとされているが、非常に発見し難いと聞いており、改善を求めたい。	事業主が運営管理機関の評価をしやすいように、厚生労働省のホームページを見直して、事業主が運営管理機関のホームページにアクセスしやすいように改善を図りたい。
	その他の機関の評価	運営管理機関によって提供されているサービスを事業主が評価するには、記録管理、資産管理機関に関しても評価をすることが不可欠と認識している。	運用関連運営管理機関の他、記録関連、資産関連の機関にも忠実義務が課せられており、モニタリング・評価の対象とすべきという意見については、重要な視点である。

(出所) 第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「企業年金のガバナンス等について」(議事録)を基に作成

さらに、投資教育については、事務局から「地方厚生局が事業主と接点を持つときに、継続投資教育の実施計画が不十分な場合には運営管理機関や企業年金連合会を活用すべきであることをしっかり周知していきたい」との考えが示されました。事務局が期待する企業年金連合会の役割は大きいものと推察されます。

4. 第9回「制度の普及等に向けた改善について」に関する議論

第9回会合(2019年11月8日開催)では、これまでの議論を踏まえて、制度の普及等に向けた改善の提案がなされていますが、その中で企業年金のガバナンスに関する提案を紹介します。(図表6)

<図表6> 制度の普及等に向けた改善の提案

DBのガバナンス
ガバナンスの確保に向けたこれまでの取組は、多くが運用上・行政指導上の取組だったが、権利義務に関わる点(※)については法令で規定することを基本的な方針として取り組むこととしてはどうか。
※ ①総合型DB基金の代議員の定数、②総合型DB基金におけるAUP等の実施義務化、③資産運用委員会の設置義務化
加入者への情報開示・分かりやすい説明は、ガバナンスを確保する上で欠かせない要素である。加入期間に応じた給付額や将来見込額などについて加入者ごとに通知・開示する事例がある。こうした取組は、加入者の制度への関心・理解をより深める意義のある取組であり、取組事例の周知等により事業主の取組を促してはどうか。
企業型DCのガバナンス
継続投資教育、運営管理機関等の評価、運用商品のモニタリング、運用商品提供数、商品除外手続、指定運用方法の設定などについて、2016年改正後の実態を把握した上で、改めて議論することとしてはどうか。

(出所) 第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「制度の普及等に向けた改善について」を基に作成

当日の議論での企業年金のガバナンスに関する主な意見は図表7の通りです。

<図表7>委員からの意見と事務局の返答

論点		委員からの意見	事務局の返答
D C	投資教育等に関するヒアリング事項	実施の有無よりも実施内容をヒアリングした方が良い。モニタリングについても、そのあたりをヒアリングしながら、あるいはこういう点をモニタリングしてくださいというようなアドバイスをしながら進めていただければと思う。	地方厚生局のヒアリングについては、今、投資教育の実施の状況・有無だけを聞いている。 これからは実施の有無だけではなく、投資教育の内容や方法・運用商品のモニタリングの方法・運営管理機関の評価もできる限り事業主に寄り添いながら地方厚生局も指導していくようなことができたらと思っている。
	取組の法令化	基本的に法令化していくことに賛成だが、同じルールを規模・実態にかかわらず当てはめていくと、逆にDBの普及を妨げる可能性もあるので、ある程度実態を考慮した中で法令上の義務にするのか、努力義務にするのか、別の形にするのか等考えていただきたい。	総合型DBのガバナンスについて、杓子定規な対応をしてはいけないと思っている。 今まで運用上・行政指導ベースでやってきた取組について、法令に根拠を求めるのが今回の主眼である。
D B	加入者への情報開示	ガバナンス確保等に関する提案について、事業主の負担増となる内容が含まれており、制度実施意欲の減退につながりかねない部分もあるかと思う。 例えば、給付見込み額の個人別通知については、将来見通しの提示はテクニカルにも難しく、事業主として責任が持てない。一方で、要支給額の通知であれば、例えば受託機関が標準的なフォーマットを用いて事業主に提供をサポートする、というような対応も可能なのではないか。事業主だけに対応を求めるのではなく、制度全体のインフラとしてどうするのが望ましいかという観点から、ぜひ御検討いただきたい。	DBのガバナンス、「見える化」の取組はDBの事業主に無理に強制するものではない。取組事例の周知等により、事業主の取組をまず促していくことが大事だと思う。 イギリスのように事細かにやろうとすると、逆にその「見える化」も停滞するところがある。将来見込み額の提示等をルール化していこうとすると、より一層それも進まないということも起き得ると思っているので、簡便な仕組みで何ができるか、また、何を行政がやるべきかよく考えていきたい。

(出所) 第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会「制度の普及等に向けた改善について」(議事録)を基に作成

5. 結びに変えて

繰り返しになりますが、企業年金は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで数十年の期間を要し、このような長期にわたる仕組みを、将来の給付が確実に行われるよう適切に運営していくためには、「制度を健全に運営するための体制の整備等(=企業年金のガバナンスの確保)」が重要であると言われています。企業年金のガバナンスの確保は、事業主にとって、DBにおいては、環境変化や財政状況に応じて迅速かつ的確な意思決定を行い、制度の持続可能性を高めることにつながり、DCにおいては、加入者等が適切に資産運用を行うことができるよう、加入者等を支援する重要な役割・責任を果たすことにつながります。今般の改善に向けた提案を踏まえて、なるべく早期に改正することが望ましいでしょう。

<ご参考資料>

社会保障審議会(企業年金・個人年金部会)【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

(年金業務部 数理グループ)

総合型企業年金基金の監査について

確定給付企業年金では法令や基金規約で定められた監事監査や行政監査があります。今月のコラムではある総合型DB基金で初めて監査業務を受けた新任職員「Aさん」と、その上司「B事務長」の会話です。

Aさん：事務長、私にとって初めての定例監査が無事に終わり、監事の方から特段のご指摘もなく、ほっとしました。他の基金さんでも当基金のように毎月実施されているのでしょうか。

B事務長：他基金さんとの情報交換会で聞くところによると、年1回実施されている基金が半数超で、あとは年4回、年12回実施している基金がどちらも2割近いと聞いたよ。当基金のような総合型DB基金は代行返上等の前の厚生年金基金時代からの体制を踏襲している場合もあるようだね。どちらも基金事務局における日常業務の運営を勘案して監事監査の回数を決定しているんだよ。

Aさん：そうだったんですね。

B事務長：ただ、定例監査が終わってほっとしてはいられないよ。先日、地方厚生(支)局から「実地監査の実施について(通知)」が届き、当基金は代行返上してから初めての行政監査が実施されるんだよ。

Aさん：行政監査ですか？

B事務長：うむ。行政監査は厚生労働省年金局長から平成22年11月1日に発出された通知「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」別添の「確定給付企業年金監査実施要綱」に基づき、地方厚生(支)局により、確定給付企業年金(基金型・規約型)に実施されているんだ。

Aさん：詳しく教えてください。

B事務長：うむ。行政監査には『一般監査』と『特別監査』があって、こちらの表1で説明しよう。

(表1)

	一般監査		特別監査
	書面監査	実地監査	
監査対象	施行から概ね3年を経過したDBから地方厚生局が選定	書面監査を行ったDBのうち、事実確認等が必要と地方厚生局が判断したDB	①受給者等から法令違反の疑いがある等の通報があったDB ②実地監査において是正又は改善命令を受けたDB
監査方法	地方厚生局の監査実施計画に基づき監査資料を対象DBへ送付し、概ね1か月程度の提出期限。	地方厚生局の監査職員がDBに赴き、書類の閲覧や常務理事や職員などから聴取等を行う。	地方厚生局の監査職員が事業所等に赴き書類の閲覧や関係者からの聴取を行う。

B事務長：当基金のような総合型DB基金と総合型DB基金以外で実施時期や監査内容が違うんだ。単独や連合型DB基金は主に書面監査が中心で、必要に応じて実地監査が行われることが多いんだが、当基金のような健全化法(※)を契機に厚生年金基金からDBに移行した総合型DB基金については、当面の間、書面監査と実地監査が併せて行われるようだね。

Aさん：そうなんですね。ちなみに書面監査の監査項目は何ですか。

B事務長：書面監査の項目は地方厚生(支)局によって少し異なるんだが、地方厚生(支)局から届いた「様式第1号(規約型)」や「様式第2号(基金型)」の監査資料に必要事項を記入し、必要書類を添付して地方厚生(支)局に提出するんだ。記載する内容は現在の状況を数値で報告する項目と対応すべき事項の実施状況を確認する項目だよ。

Aさん：その後の実地監査ではどのようなことが行われるんですか。

B事務長：地方厚生(支)局の監査担当者が基金事務局を訪問して、先に提出した書面監査資料の記載内容をふまえて、実際に書類や帳票等閲覧したり、常務理事等にヒアリングを行って、事業運営が適正に実施されているかを監査するんだよ。

Aさん：わかりました。基金が行う事業は法令等に則って行っているのだから、その内容を把握して実務を行うことはとても重要ですね。

B事務長：そのとおりだね。実地監査では主に平成30年4月法令改正のDBのガバナンス強化「①代議員の選定方法、②代議員の運営状況、③掛金の設定及び収納状況、④加入者の情報開示、⑤資産運用委員会の設定及び開催状況、⑥個人情報取扱規定に沿った運用」などの監査が中心となると思われるんだ。

Aさん：当基金でも昨年の代議員会から資産運用委員会の内容について報告していますね。

B事務長：そうだね。運用基本方針や運用指針の変更を行った場合や資産運用委員会の議事の内容についても積極的に報告することが望ましいんだ。Aさん、その他にも資産運用委員会の「議事の概要」として代議員会で承認を得ておく必要があった事項を覚えているかな。

Aさん：加入者や受給者等への業務概況の周知についてですか。

B事務長：そうだね。DB法第73条ではDBに係る業務概況の周知について、加入者（必須）・受給権者（努力義務）と定められていて、DB法施行規則第87条第1項ではその周知は毎事業年度1回以上、直近の8項目（リスク分担型DBは9項目）の業務概況を周知させる必要があると定められているんだ。

Aさん：当基金は毎年加入者、受給者及び待期脱退者に『基金だより』で業務概況について周知していますね。

B事務長：そうだね。

Aさん：監査結果で指摘事項としてはどのようなものがあるのでしょうか。

B事務長：地方厚生(支)局より公表されている指摘事項のうち過去2年分重複しているもののうちの一部を抜粋したものが、以下の表2のとおりだよ。参考にして一緒に準備を進めていきましょう。

Aさん：わかりました。引き続き勉強します！

(※) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(表2)

指摘項目	指摘事項
規約管理	規約で引用する労働協約等は常に保管しておくこと。
	規約の変更であって、軽微なものをしたときは、遅滞なく届け出をすること。
事業周知	業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
給付	加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用	積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した「基本方針」を作成し、当該基本方針に沿って運用すること。
個人情報保護	個人データの取扱いについて、加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。
	個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対し、個人データの取扱いに関する研修を実施すること。
代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
監事監査	監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。
	監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。
福祉事業	加入者等の福利及び厚生に関する事業については、規約で定めるところにより行うこと。
財務及び会計	出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしておくこと。

参照：各厚生(支)局の公開情報からりそな年金研究所にて抜粋

(年金業務部 営業サポートグループ 川端 由美)

企業年金ノート 2020(令和2)年1月号 No.621

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>